

## 平成28年2月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

### 1. 相談受付件数・相談者の内訳

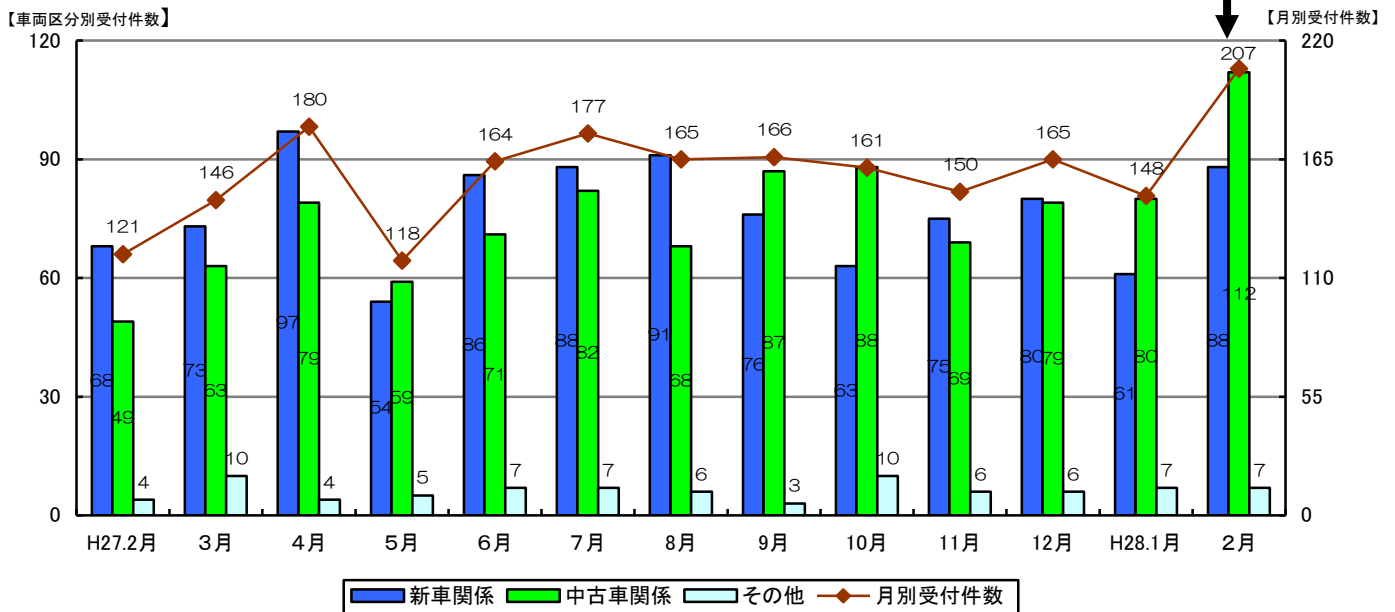
2月度の全体の相談受付件数は計207件で、前月度と比較すると59件増、対前年同月比では86件増（新車関係22件増、中古車関係63件増）となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」に次いで「中古車専門店」からの問い合わせが多く、全体の約66%を占めています。

【相談者の内訳・平成28年2月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	88	112	7	207
広告代理店等	39	21	3	63
メーカー系ディーラー	23	13	1	37
自動車関係団体	12	17	2	31
中古車専門店	1	35	0	36
中古車情報誌社	2	21	1	24
メーカー	6	3	0	9
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	5	1	0	6

【相談受付件数の推移・平成27年2月～平成28年2月】



## 2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、その内容としては、ラジオCMにおける支払総額の表示方法に関する問い合わせや、試乗車を展示車として活用する場合の販売価格の表示方法に関する問い合わせ等が寄せられました。また、『広告表現・企画の可否』に関する問い合わせでは、特定の車種を試乗したユーザーの乗り心地など感想を表示する場合の留意点に関する問い合わせ等が寄せられました。

### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	69	78.4%	その他	4	4.5%
景品関係	15	17.0%	合計	88	100%

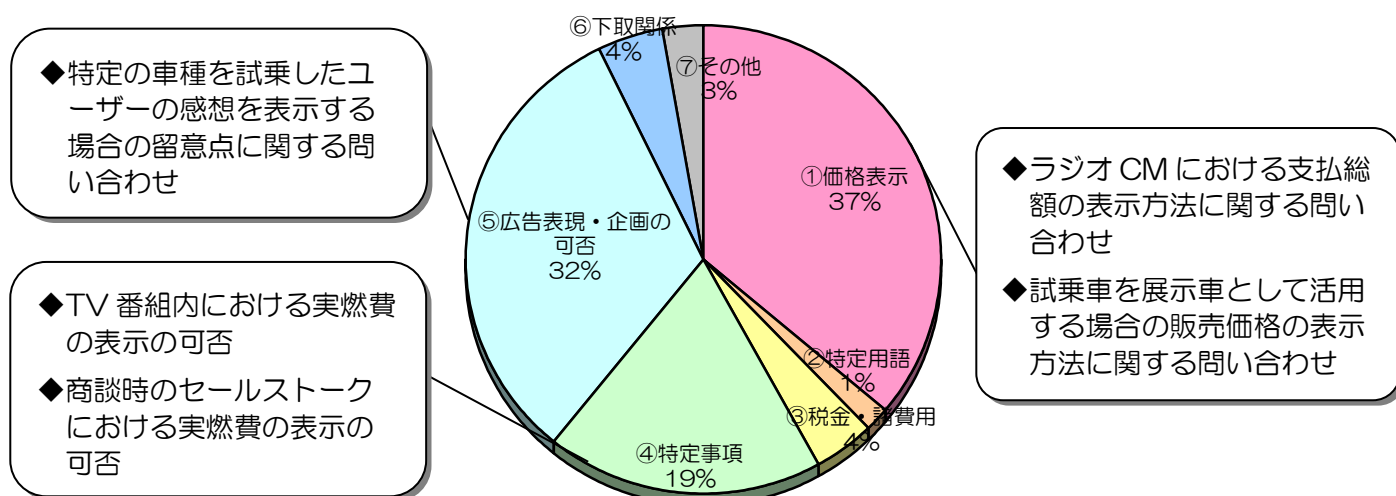
### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>25</b>	<b>36.2%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>13</b>	<b>18.8%</b>
表示方法	6	8.7%	燃費	7	10.1%
付属品・特別仕様	0	0.0%	安全・環境（ASV技術）	3	4.3%
値引き表示	3	4.3%	写真・イラスト	0	0.0%
支払総額	2	2.9%	特別仕様・限定	1	1.4%
割賦・リース	13	18.8%	その他（ラジコ等）	2	2.9%
その他	1	1.4%	<b>⑤広告表現・企画の可否</b>	<b>22</b>	<b>31.9%</b>
<b>②特定用語</b>	<b>1</b>	<b>1.4%</b>	広告表現の可否	14	20.3%
新発売等	1	1.4%	企画の可否	2	2.9%
その他	0	0.0%	抽象的な問い合わせ	6	8.7%
<b>③税金・諸費用</b>	<b>3</b>	<b>4.3%</b>	<b>⑥下取関係</b>	<b>3</b>	<b>4.3%</b>
税金	3	4.3%	<b>⑦その他（免・減税関係等）</b>	<b>2</b>	<b>2.9%</b>
諸費用・その他	0	0.0%	合計	69	100%

### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	8	53.3%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	4	26.7%	その他（抽象的な問合せ）	3	20.0%
			合計	15	100%

### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

- Q. 支払総額を表示する場合、ラジオCMにおいてもチラシ広告と同様の表示をしなければいけませんか？
- A. 広告等に支払総額を表示する場合、以下の点に留意して下さい。
- ①購入の際に必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること
  - ②内訳として、車両本体の価格及び付属品、特別仕様等の価格を加えた価格（合計価格）とその内容を表示すること
  - ③支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う諸費用等が含まれている」旨を明瞭に表示すること
  - ④支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を付記すること
- なお、ラジオCMについては、時間の制約があること等から、上記②～④の表示は省略することができます。

- Q. 展示車を置かず、試乗車を展示車としても活用したいのですが、その場合、試乗車に新車時の販売価格を表示することはできますか？
- A. 当該試乗車（中古車）を販売する目的ではなく、あくまで同型の新車を販売する場合の『参考価格』であることが明確にわかる場合※は、当該試乗車に新車時の販売価格を表示することは可能です。ただし、『参考』として表示する場合であっても、例えば、当該試乗車とは異なるグレードの価格のみを表示することや、当該試乗車に装着されているオプション等を含まない安価な価格を表示することはできません。
- ※『参考価格』であることが明確にわかる場合とは  
試乗車のボディー等に「試乗車」、「TEST DRIVE」等の表示がある場合や、プライスボード等に「参考：新車時価格」の表示がある場合など、当該試乗車と同型、同内容の車両を新車として販売する場合の価格であることが明確となっているケース

- Q. 当店で新車を購入してくれるお客様をご紹介いただいた方（紹介者）に対して、そのお客様が成約した場合に1万円の謝礼を差し上げる企画を検討していますが、紹介者に差し上げる謝礼は、景品表示法の規制を受けるのでしょうか？
- A. 紹介者を自社と取引のあったお客様のみに限定せず、広く一般の方を対象とする場合は、紹介者に提供する「謝礼」は景品表示法上の景品類には該当しません。一方、紹介者を自社と取引のあったお客様のみに限定する場合は、紹介者に提供する謝礼は景品類として景品表示法の規制を受けることとなります。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示では、支払総額に関する問い合わせが最も多く、『価格表示』に関する問い合わせでは、支払総額を表示する場合の表示方法や「諸費用」に関する考え方が多く寄せられました。また、『必要表示事項』に関する問い合わせでは、定期点検整備費用に関する考え方や表示方法に関する問い合わせ等が寄せられました。

#### 【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	96	85.7%	その他	12	10.7%
景品関係	4	3.6%	合計	112	100%

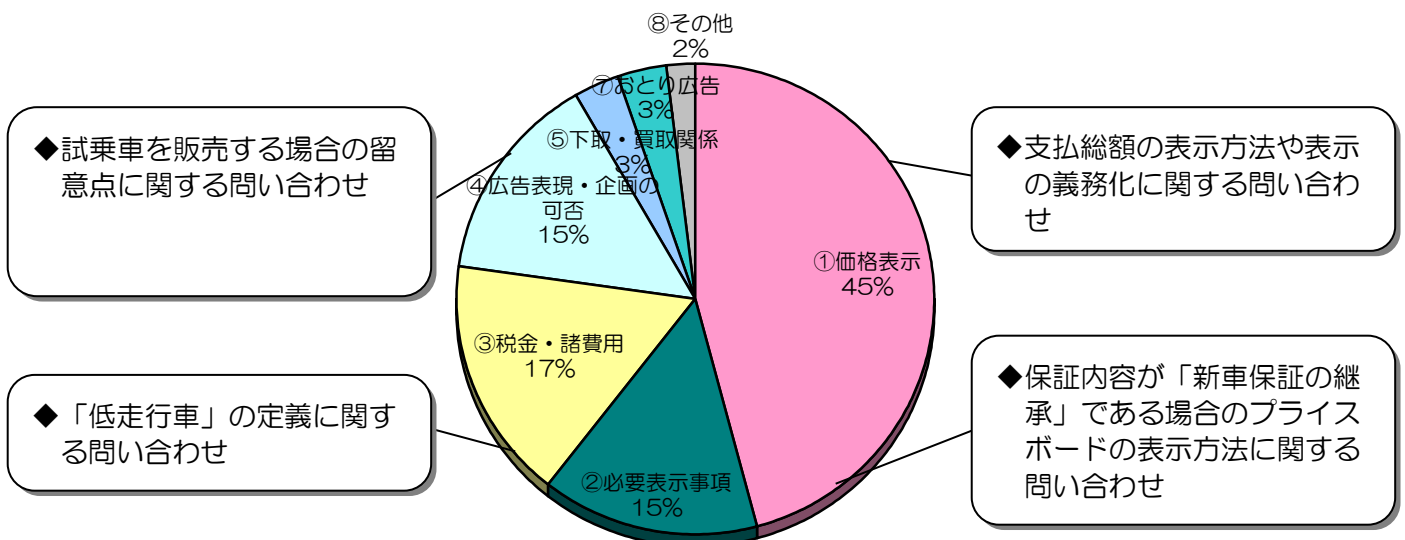
#### [表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	44	45.8%	③税金・諸費用	16	16.7%
表示方法	6	6.3%	税金	4	4.2%
値引き表示	3	3.1%	諸費用・その他	12	12.5%
支払総額	32	33.3%	④広告表現・企画の可否	14	14.6%
割賦・リース	2	2.1%	広告表現の可否	8	8.3%
その他（付属品・特別仕様）	1	1.0%	企画の可否	2	2.1%
②必要表示事項	14	14.6%	抽象的な問い合わせ	4	4.2%
走行距離数	1	1.0%	⑤下取・買取関係	3	3.0%
保証の有無	1	1.0%	⑥特定の車両状態	0	0.0%
定期点検整備実施状況	7	7.3%	⑦おとり広告	3	3.1%
その他（修復歴の有無等）	5	5.2%	⑧その他（最上級）	2	2.1%
合計	96	100%			

#### [景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品（もれなく）	3	75.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞（抽選等）	1	25.0%	その他	0	0.0%
合計	4	100%			

#### 【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 今月の事例

Q. お客様の要望により納車費用が必要となる場合もあるため、あらかじめ車両価格や支払総額に納車費用を含めて表示したいのですが、問題ないですか？

A. 規約上、現金価格（車両価格）とは、「店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格を表示すること」と定義されています。一方、納車費用とは、「お客様の要望に基づき指定された場所まで納車するための費用」であり、お客様から依頼された場合に別途申し受ける費用です。したがって、車両価格に含めて表示する性格のものではなく、また、支払総額に含めて表示する性格のものでもありません。

なお、当然ながら、店頭納車の場合には、納車費用を請求することはできません。

Q. チラシ広告に「決算超激安セール」と表示することはできますか？

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過により商品の同一性が失われていく商品であることから、価格が「安い」という客観的な根拠を示すことが難しい商品です。したがって、「超激安」、「爆安」等の安いという印象を与える用語を使用し、実際のものよりも有利であるかのように誤認を与えるおそれのある表示をすることはできません。

[\[中古車の値引き表示についてはこちらをご参照下さい\]](#)

Q. チラシ広告に可能な限り多くの中古車を掲載するため、走行距離数や車検証の有効期限等の必要表示事項の文字がかなり小さくなってしまいますが、文字の大きさの規定はありますか？

A. 規約上、現在は、文字の大きさに関する規定はありません。しかしながら、必要表示事項とは、車両毎に異なる中古車の品質等を消費者に伝えるため、最低限表示しなければならない内容であることから、可能な限り大きな文字（例えば8ポイント以上）で表示して下さい。また、文字の読みやすさは、単に文字一つ一つの大きさのみによって決まるものではないため、文字間余白や行間余白、背景の色との対照性等にも留意して表示して下さい。